

令和7年（フ）第11号

長野県長野市稲里町田牧1607番地5
破産者 株式会社サン・スタッフ長野

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所松本支部

令和6年（フ）第650号

静岡県葵区瀬名1丁目38番47号
破産者 株式会社東海建装

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第189号

静岡市清水区興津本町350番地の4
破産者 有限会社望月電気工事

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第362号

愛知県尾張旭市南栄町黒石62番地3
破産者 株式会社マナグッズ

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第888号

神戸市東灘区向洋町中二丁目1番地215号棟126号室
破産者 株式会社MGO

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第245号

神戸市兵庫区芦原通4丁目2—22—822号
破産者 合同会社良友

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第246号

神戸市中央区東川崎町1丁目3番6—911号
破産者 岡村ゆかり

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第353号

岡山市北区西長瀬262番地108
破産者 株式会社アトリエ・シャルアーツ

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第393号

岡山県倉敷市林1907番地1
破産者 株式会社HERA

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第1140号

広島市西区商工センター1丁目5番20号
破産者 広島西山青果株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第382号

広島市中区袋町7番2号並木ビル401
破産者 株式会社natural stance

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第155号

香川県高松市川島東町471番地7
破産者 有限会社シー・エス・エル

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第42号

宮崎県西諸県郡高原町大字広原1045番地1
破産者 株式会社日昇

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宮崎地方裁判所都城支部

令和8年（フ）第20号

千葉県茂原市北塚947番地102、前住所千葉県茂原市北塚1195番地27
破産者 新條 正己

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年（フ）第1213号

東京都西多摩郡日の出町大字平井2269番地9
破産者 奈良 佳祐

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1230号

東京都多摩市関戸一丁目11番地の3桜ヶ丘プラザビル2階
破産者 株式会社Mypects

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1231号

東京都多摩市関戸3丁目11番地の13カーサエパ203
破産者 木本 茉依

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1082号

神奈川県茅ヶ崎市共恵1—12—8
破産者 合同会社KJO

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第171号

静岡県沼津市沼北町一丁目4番22号
破産者 興栄株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年（フ）第226号

兵庫県尼崎市東難波町五丁目3番17号
破産者 株式会社ニトーク

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第39号

山口県周南市秋月2丁目3番地38号
破産者 株式会社IMPRAGE

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第131号

北海道旭川市2条通2丁目1982番地の1
ナッツSPIRIT6 201号
破産者 斉藤 秀樹

- 1 決定年月日 令和8年10月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所民事部